

処分した違反者の公表について

営業施設に対する行政処分

静岡県が食品衛生法に違反した者について、食品衛生法第69条の規定により、次のとおり公表します。

処分年月日	施設名称	営業者氏名	行政処分等を行った理由	業種	施設所在地等	適用条項	行政処分の内容
令和8年8月17日	炭火処 菊乃鶏	株式会社 中島屋 代表取締役 中島 崇行	食中毒発生	飲食店営業	静岡県三島市 一番町11-1 7大黒ビル1F	食品衛生法 第60条	営業禁止

違反食品に係る行政処分等

静岡県が食品衛生法に違反した者について、食品衛生法第69条の規定により、次のとおり公表します。

処分年月日	違反食品名	違反食品製造者等	違反内容	違反食品製造施設等所在地	適用条項	行政処分の内容
該当する情報はありません						

食品衛生法第69条の規定について
厚生労働大臣、内閣総理大臣及び都道府県知事は、食品衛生法上の危害の発生を防止するため、この法律又はこの法律に基づく処分に違反した者の名称等を公表し、食品衛生法上の危害の状況を明らかにするよう努めるものとする。

公表内容については、原則公表日から1か月経過後に削除しています。